

奈良県中学校体育連盟主催及び主管大会 卓球競技への地域クラブ活動等の参加資格 細則について

- 1 (公財)日本中学校体育連盟「参加資格の特例」、「卓球競技部の細則」を遵守していること。
- 2 奈良県中学校体育連盟主催大会への地域クラブ活動に所属する中学生の参加資格についての特例を遵守し、奈良県中学校体育連盟の加盟団体となっていること。所属選手は、奈良県内の中学校に在籍していること。監督・コーチ等に、コーチ1以上資格所持者が1名以上所属すること(令和6年度末までに取得すること)。
- 3 地域クラブ活動は、(一社)奈良県卓球協会に団体加盟・継続登録していること。
- 4 中体連の加盟は、二重加盟できない。選手は、中学校か、中体連加盟クラブのいずれかで登録することを選択する。選手の加盟・登録については以下から選択すること。

【学校で中体連加盟する場合】

- ・協会登録も中体連加盟も学校のみで登録する選手は、すべての大会に学校から出場する。
- ・中学校で中体連加盟をする場合は、どんな属性のクラブとも協会の二重登録は可能。
- ・協会の二重登録をしている選手が中体連主催大会には中学校から出場する。
- ・協会の二重登録をしている選手が中体連主管大会への出場は、学校かクラブのいずれかを選択し、出場する。ただし、出場選手枠は、中学校の枠を使うこと。
- ・協会の二重登録をしている場合、中体連が主管しない大会への出場は、クラブから出場可能。
- ・原則、同一年度内のチームの移籍は認めない。ただし、転校やクラブの設立・消滅に伴い、移籍の必要が生じた場合は、所定の手続きを行い、移籍することを認める。

【中体連加盟クラブであり地域移行クラブで中体連加盟する場合】

- ・中体連が主催・主管する大会には、団体戦・個人戦ともに登録されたチームから加盟クラブの出場枠を使って出場する。
- ・中体連が主管しない大会への出場は、クラブから出場可能。
- ・学校との協会の二重登録はできない。(二重登録をしても中学校から出場できる大会がない)
- ・原則、同一年度内のチームの移籍は認めない。ただし、転校やクラブの設立・消滅に伴い、移籍の必要が生じた場合は、所定の手続きを行い、移籍することを認める。

【中体連加盟クラブであり地域移行クラブでないクラブで中体連加盟する場合】

- ・中体連が主催・主管する大会には、個人戦のみ登録されたチームから加盟クラブの出場枠を使って出場する。団体戦の出場はできない。
- ・中体連が主管しない大会への出場は、クラブから出場可能。
- ・学校と協会の二重登録はできない。(二重登録をしても中学校から出場できる大会がない)
- ・原則、同一年度内のチームの移籍は認めない。ただし、転校やクラブの設立・消滅に伴い、移籍の必要が生じた場合は、所定の手続きを行い、移籍することを認める。

5 大会参加について

- ・中体連主催及び主管大会は同一大会において、個人戦と団体戦は同じ所属から出場すること。協会主催中体連主管大会はその限りではない。(春季大会・十年生大会は協会主催中体連主管大会)
- ・中体連加盟団体には、学校と同数の出場枠が与えられる。
- ・個人戦に出場できるのは、中体連加盟している団体とする。
- ・団体戦に出場できるのは、「地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」又は「地域移行の受け皿となっている地域クラブ活動等」(県又は市町村、教育委員会等が関わっている、もしくは認めている団体)であり、中体連加盟した(春期大会については加盟申請していること)団体とする。
- ・地域クラブ活動の所属する市郡は、そのチームの練習拠点の所在市郡とする。所在市郡の中体連主催大会には、必ず出場すること。

6 指導者について

- ・中体連加盟した各地域クラブ活動の代表者から1名、専門委員を選出し、各種会議への参加及び大会運営にあたること。専門委員の任期は1年とする。連続での選出も可能とする。
- ・中体連加盟団体の代表者及び指導者は、他の学校やクラブの外部指導員及び外部コーチになることはできない。ただし、すべての中体連加盟クラブに団体の出場権が付与されるまでは、団体の出場権のない中体連加盟クラブの代表者及び指導者は、他の学校やクラブの外部指導員及び外部コーチに登録することを特例として認める。

7 上記細則は、令和6年度の規定とし、以降年度内であっても修正を加えることができる。

2024年5月22日一部改訂